

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（200）」
2. 日時：令和2年6月24日（水）10時00分～12時20分
3. 場所：
 - (1) 原子力規制庁9階南会議室
 - (2) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
 - (3) 日本原子力研究開発機構大洗研究所高温工学試験研究炉部※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁
 - 原子力規制部 新基準適合性審査チーム
 - 上野管理官補佐、加藤安全審査官、片野安全審査官、川末安全審査官、荒川安全審査専門職、石島技術参与
 - 原子力規制部 核燃料施設等監視部門
 - 熊谷統括監視指導官
 - 原子力規制部 専門検査部門
 - 松本主任原子力専門検査官、大和田原子力専門検査官
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - 研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他10名
 - (3) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - 高温工学試験研究炉部 担当者 他8名
5. 要旨
 - (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和2年5月8日付けで一部補正があった原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（その11）に関し、上位クラスへの波及的影響等について、資料R3-200-1に基づき説明があった。
 - (2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 上位クラスへの波及的影響に関し、波及的影響を考慮する必要がある施設から除外している重水タンク、プールゲートについて、除外する理由を整理して説明する必要があること。
 - (3) 原子力機構から、令和2年5月28日付けで申請があった原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の設工認申請（その13）に関し、内部溢水影響評価、原子炉制御棟避雷針の設置等の申請概要について、資料R3-200-2～資料R3-200-9に基づき説明があった。
 - (4) 上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行

い、原子力機構から了解した旨回答があった。

○ 内部溢水影響評価に関し、防護対象設備を明確にして被水に対して防護する安全機能と、スロッシングに対して防護する安全機能を整理して説明する必要があること。

(5) 原子力規制庁から、設工認申請の工事の内容に試験炉規則第3条の2の3に対応し、構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法を記載する必要があることを伝え、原子力機構から了解した旨回答があった。

6. 配付資料

(1) 原子力機構からの配付資料

- ・ 資料R3-200-1 JRR-3の上位波及を考慮する必要のある設備の整理について
- ・ 資料R3-200-2 添付資料4. 制御棒の挿入性に係る説明書（制御棒駆動機構）
- ・ 資料R3-200-3 内部溢水影響評価
- ・ 資料R3-200-4 原子炉制御棟避雷針の設置
- ・ 資料R3-200-5 中央制御室外原子炉停止盤の設置
- ・ 資料R3-200-6 中央制御室におけるばい煙対策設備の設置
- ・ 資料R3-200-7 原子炉プール及び使用済燃料プール水位警報設備の設置
- ・ 資料R3-200-8 外部消火設備の設置
- ・ 資料R3-200-9 原子炉建家の負圧維持及び漏えい率に係る設計